

○評価基準【長期高度人材育成コース(介護福祉士養成科及び保育士養成科)】

(令和5年度適用)

評価項目		評 価 内 容	配 点	
提案項目① (訓練内容)	(1) 仕様に定める訓練目標、仕上り像に対して 実現性のある訓練 が実施できるか。		10点	
	(2) 就職(特に関連就職)に結びつくための 創意工夫 が見られるか。		10点	
提案項目② (就職支援)	(1) 職業訓練として 適切な就職支援内容と実施体制 が整えられているか。		10点	
	(2) 就職率向上 に向けた具体的な取組みを計画できているか。		10点	
	(3) 定着率向上 に向けた具体的な取組みを計画できているか。		10点	
	(4) 受講者の フォローアップ体制 (補講等の訓練も含む)が整備されているか。		10点	
小 計			60点	
業務実施面	業務実施体制	専任の事務担当者を配置しているか。	5点	
	就職実績	委託訓練(※注)の実施実績がある場合の就職実績(過去2か年) 【算定式】 満点(15点)×(提案者の就職率(%)/100%) ただし、委託訓練実績のない場合は、本学生の就職実績を適用する。	15点	
	資格取得実績	校全体(本学生及び委託訓練生)修了生の当該コース資格取得実績 【算定式】 満点(10点)×(提案者の資格取得率(%)/100%)	10点	
府内企業	京都府内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。	府内に本店がある	5点	5点
		府内に支店、営業所等がある	4点	
		上記以外	2点	
価格点	満点(5点)×(提案価格のうち最低価格/自社の提案価格)			5点
小 計				40点
合 計				100点

(※注) 委託訓練とは、「委託訓練実施要領(令和4年3月28日改正開発0328第2・3号)」に基づき実施された訓練をいい、その他の職業訓練等は含まない。

【配点基準】

評価	基準	配点
A	優れている	9～10点
(B+)	やや優れている	7～8点
B	標準	5～6点
(B-)	やや劣っている	3～4点
C	劣っている	1～2点